平成３０年（フ）第１８３号
広島市中区舟入本町７番27―902号
債務者　橘高　嘉宏
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉益　伸幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２００号
広島市安佐北区可部南１丁目８番45―305号
債務者　木村　竜治
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５２号
熊本市西区花園１丁目18番12号　セントポーリア花園302号
債務者　森　　良雄
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙瀬　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３２号
山形県南陽市宮内346番地の15
債務者　石黒　秀樹
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木澤　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２２号
滋賀県東近江市下二俣町395番地
債務者　池之内勇人
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第６６号
兵庫県明石市二見町東二見103番地の24、前住所神戸市西区玉津町今津656番地の11
債務者　山脇　君枝
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
兵庫県明石市二見町東二見103番地の24、前住所神戸市西区玉津町今津656番地の11
債務者　山脇　　亨
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１３７号
大分市高城本町２番18号（リビングハイツ高城Ａ203）
債務者　佐藤　雅代
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９３号
神奈川県横須賀市佐島２丁目３番21号　昭栄ビル301
債務者　大石　裕彦
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第９４号
東京都調布市下石原２丁目20番地３
債務者　大石　斌之
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２６号
長野県北佐久郡立科町大字芦田2597番地３
債務者　市川　　功
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１１３０号
堺市西区草部1800番地　３棟605号
債務者　後藤　幸弘
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
福岡県飯塚市幸袋91番地１　ニューガイア飯塚北702号、前住所福岡県飯塚市太郎丸1669番地２　パラレル１号室
債務者　Ｚａｃｃａ　Ａｃｃａこと　吉岡　良一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第４３号
福岡県飯塚市幸袋91番地１　ニューガイア飯塚北702号、前住所福岡県飯塚市相田181番地282
債務者　小池　理保
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第４４号
福岡県飯塚市幸袋91番地１　ニューガイア飯塚北702号、前住所福岡県飯塚市相田181番地282
債務者　小池亜華子（旧姓堂園）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第３３３号
仙台市宮城野区燕沢２丁目９番36号
債務者　中島　睦美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
香川県観音寺市豊浜町和田甲1277番地
債務者　合田　洋平
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部